慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	レウデス考
Sub Title	Zur Geshichte der Leudes
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.12 (1959. 12) ,p.1037(25)- 1051(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19591201-0025
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19591201-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た。ちなみにルカーチによる表示を左にかかげる。(G. Lukács; a. a. O., S. 557.)

A　真実なる精神、人倫態（古代社会とその解体）

B　自己疎外的精神、教養（ブルジョア社会の成立、啓蒙におけるイデオロギー上の危機およびフランス革命の世界危機）

C　自己自身を確信せる精神、道徳性（ナポレオン治下のドイツについてのヘーゲルのユートピア、ナポレオン時代・世界危機解決の最高のイデオロギー的形態としてのドイツ古典の詩と哲学）

なお『歴史哲学』が参照されるべきであるが、いま私たちにその余裕がない。『現象学』の訳者注はかなり丹念にこれをおこなっている。

（注29）Phänomenologie, SS. 347-350. 訳、下、四二―四五頁。

（注30）Lukács; a. a. O., S. 559.

（注31）拙稿「疎外論の経済学的意義」本誌、本年一月号参照。

（注32）続稿参照。

〔一九五九・一〇・一〇〕

レウデス考[1]

宇尾野　久

序

メロヴィング時代のレウデス（leudes）についてはすでにしばしば述べられており、Paul Roth の古典的な理論から Alfons Dopsch にいたるまで、少なくともフランク社会の社会経済史的考察又は国制史の上では不可避の問題とされてきた。メロヴィング時代のレウデスがメロヴィング王朝の崩潰とともにその姿を消し、カロリング時代にはワザル（Vassall）と言う名称があらわれることはいずれの学説においても等しく承認されている。

然しかつて A. Dopsch が推定したように、右の事態から直ちに「それ故カロリング時代の資料では vassi がいきなり leudes の代りにあらわれる、事実 vassi は、leudes へのより新しい適合である。[2]」と言うように leudes と vassalli の直線的な等置関係を設定しうるだろうか？

勿論すべての史的な立論は、その史的な条件と内容によって構成されるので新しい研究によって発見された史実が重大な意義をもつならば当然その理論構成もまた変化する。

従来のレウデスについての立論はカエサル、タキトゥス時代→メロヴィング時代におけるゲフォルグシャフトとして扱われ、その限りにおいて、またその限界内においてのみレウデス→ワザルの系譜が問題にされたのである。しかし乍ら新たな国制史の研究は古典学説の批判を通じてすでに王の自由民や王の賃子貢納人としての liberi homines=bargildi についての新たな研究成果に到達している。従ってこの研究諸成果は早晩フランク国制史上の之等の人々の等族（Stände=ordo）の問題につきあたらざるを得ないし、またその解決は不可避のものとなっている。

leudes→leudesamio（王の従士→王の従士の誓約）をめぐってのメロヴィング時代の国制の古典的な見解は、右にのべたゲフォルグシャフト→ワザリテートに就いての幾度かの論究で著しい変転を遂げており、Paul Roth の述べているようにレウデスを以ってメロ

ヴィング時代の自由民の全体と理解すべきである[3]といった見解はすでに A. Dopsch によって批判されており、P. Roth 自身「明らかにレウデスが貴人（Vornehmen-Liberi＝Edelfreien）または王の側近」を意味する個所もみいだされることをかくすことができなかったと A. Dopsch はのべている[4]。この点で A. Dopsch の指摘は鋭く、レウデスが一般に王のファミリア（隷属民）つまり Dienstgesindeに近いとの言及からもレウデスの等族の問題をleudesamio の問題からザッハリッヒに区別している。

このような leudesamio について マルクルフ書式集は大要次のようにのべている。

「王の従士の誓が王に誓約さるべきこと。

某王が某伯へ。余はまた余の某王国内における余の貴顕達の同意をもって余の栄誉ある息子某に（王国の）統治を委ねし故、汝（伯）はすべての汝の郷民つまりフランク人、ローマ人もしくは他の部族の成員を召集し、かつ都市（civitas）、村落（vicos）及び要害（castella）の集合の場所に集合せしめ、かくて余が余のもとからそのために遠くそこにつかわせる余の巡察使（missi dominici）たる著名なる長上某の面前で、余の高名なる息子もしくは余に、聖なる場所もしくは同人（巡察使）によって余がさしむけし聖なる遺物（pignora; Unterpfändern＝Reliquien）のもとで忠誠と従士の誓を約束しかつ誓わねばならぬよう余は命ずる[5]。」

右の誓約書の書式は上書（うわがき）に „leudesamio“ と記し、

すべての郷民（pagensis＝Gaugenossen）から王又は王の息子に誓約がなされるように述べている。この書式集は七世紀末または八世紀初頭に Meaux の教区で司祭 Marculf から編纂されたものとされている。

この書式集の王への誓約の内容は、すべてのフランク王国の自由人が国王に行なう一般的な誠実誓約であり、それは決して、Paul Roth が leudesamio を誓ったものは leudes と呼ばれたに相違ないと言う一見自明な主張[6]をうらづけるものではない。つまりこの王からミッシによって行なわれる誠実誓約は決して leudes の史的性格を特色付けるものではない。ただこのメロヴィング朝の臣民たちの一般的誠実誓約がその内容の点でも形式の点でもゲフォルグシャフトにおける誠実誓約に倣って行なわれたと解釈してよいようである[7]。つまり leudesamio における一般的誠実誓約はその国家性を証明する有力な証拠と言うよりはむしろ王に対する対人的な関係に立つレウデスのゲフォルグシャフト＝Personenverbandsstaat の性格を示す。

このようにメロヴィング時代の対人的なゲフォルグシャフトの関係が国家的な関係に拡張されることによりレウデスの等族的な性格が国家＝王権を通じて形成されるか否かが問題となる。つまり部族的なシュタム国家では部族成員の自由や等族が国家秩序に影響を与えたのに今やメロヴィング社会では王権がレウデスの自由や等族をつくり出すことが問題となる。その意味でレウデスは屢々 liberi とも記された[8]。

一

レウデスについての古典的な見解をドプシュの所説の中で精査し、その中から現在救いうる幾つかの要素を探究する。

ドプシュはまずクロタール二世のパリー告示（六一四年）でレウデスが fideles から区別され両者が並行的にあげられていることを指摘している。この告示は、レウデスがその合法の主人に忠誠を守る間は、主人の空位期間に失った資財（Güter）のレウデスへの返還を命じている。

Andelot の協約（五八七年）でグントラム王とヒルデベルト二世はクロタール一世の死後（五六一年）その最初に誓約された以外の支配領に身をよせたレウデスはつれもどされねばならぬことを協約している。つまり

「主グントラムと祝福されし主ジギベルトの間に行なわれた協約によれば、もともと主クロタールの死後主グントラムに誓約をしたレウデスはその後他の側に移ったと確証された場合、彼等がとどまっていること明らかな場所から移されねばならぬし、また同様に主クロタールの死後もともと主ジギベルトに誓約をしたことのあきらかなものが他の側に移ったときそのものはおなじやり方でうごかされるように同意した[9]。」といったぐあいにである。

ここでは犯行のために正常な住居を放棄した逃亡家臣の引渡しが問題なのではなく、市民戦争の間に主人をとりかえる各個々人の戦争随従が問題なのである。この協約で他人のレウデスを誘ったり、また自分でやってくるものを採用することを禁止している。例えばクロドウェッヒはラグナカール王のレウデスを金の腕輪や剣帯を贈って味方にひきよせている。

「かくてクローヴィスは、ラグナカールのレウデスがその主人にそむき自分の処へくるようにラグナカールのレウデスにせの金の腕輪や剣帯を贈った[10]。」

このことからレウデスの戦争の職業が考えられる。

更にフレデガールの年代記の “Dagobertus.....universos leudes, quos regebat in Auster, jubet in exercitu promovere.” [an. 629. (Dagobert)][11] や “jussu Sigiberti omnes leudes Austrasiorum in exercitu gradiendum bannitisunt.” [an. 641. (Sigibert)][12] からレウデスは明らかに事実上王から召集されまた軍事奉仕を行なったことが知られる。

右の証拠からレウデスが王の軍事的な奉仕随従を行なったことは明瞭であり、このことからレウデスは何等一定の等族を構成しないといった結論をひき出すことは根拠薄弱である。明らかにレウデスはその職業によってもまたそれに対する政治的影響によっても考慮されない人々の一階級をあらわし、フレデガールの年代記やメロヴィング家やアーヌルフィング家の多くの裁判文書では proceres や optimates や fideles が判決者としてあらわれ、之等の貴人や家

臣（Getreuer）はレウデスからはっきり区別されていた。

レウデスは事実上王領地を所有しており、その限りにおいてレウデスは王領民の特殊なタイプを示している。しかし上述のようにこの王領地の貸与と leudesamio という一般的な誠実誓約は相互依存の関係に立たない。

なおこのような一般的な誠実誓約の外に、Mannschafts-und Gefolgschaftseid といった特別な誠実誓約が存在し、六および七世紀の市民戦争は大部分このような誓約によって結ばれたいわゆる私兵（Privatsoldaten=gregarius miles）とワザルによって戦われた。

しかしすべての自由な臣民へのこの特別なゲフォルグシャフト誓約の拡大と共に、その本来の意味がうすれたが止揚されはしなかった。このようにメロヴィング時代の leudesamio と言った一般的誠実誓約は王への緊密な対人関係＝ゲフォルグシャフトに還元される。つまりそれはメロヴィング時代の Personenverbandsstaat の枠内でのゲフォルグシャフトの国家関係への拡大であり、一般化であった。

しかし乍らこのような事態はメロヴィング時代のレウデスの表現と共に消え去り、カロリング時代にはその継続を見出さないと言ったドプシュの見解は正しいであろうか？

二

すべての新しい研究分野での史的探究は手探りで行なわれる。従って立論にあたってその誤りを恐れてはならないし、また最初から立論の完全さを性急に望むこともできない。

今メロヴィング社会とカロリング社会の社会経済構造の連続性と非連続性をレウデス、レウデサミオ（der allgemeine Treueid）を媒介として探究するにあたって先に区別した部族法のいわば部族的自由人（ingenuus）といわゆる王の自由人（liberi homines）の相対的な差別[13]を H. Dannenbauer の旧説の完全な否定にもかかわらずここで想起したい。メロヴィング社会における部族法と国王の法の複合という意味だけではなく、出発点における僅少な相違がフランク王国の全社会経済構造の二重性、つまりいわばフランク国家の二重構造といった国制上の支配と自由における全構造的な問題へ展開してゆく。

古典学説におけるゲフォルグシャフトについて ingenuus, antrustionen, vasalli の系譜と並んで、leudes→liberi homines の二つの系譜が考察される。Karl Friedrich Eichhorn, Paul Roth, Georg Waitz, Heinrich Brunner, Georg von Below, Heinrich Mitteis, Alfons Dopsch 等の立論はたとえそれらが著しい対立点を示すとしても Personenverband をあらわすゲフォルグシャフトの延長線上で leudesamio（Der allgemeine Untertaneneid）を捉えている。そのさい Paul Roth は K. F. Eichhorn と同様に leudesamio のイリュージョンによって、レウデスをレーンレヒトのカテゴリーからはずし乍らもそのレウデスの存在を一般的にあつかい、A. Dopsch はまた逆にレウデスを Lehensvasallen として考察している。[14]

アルフォンス・ドプシュの述べたように、たしかにゲフォルグシャフトと言った広義の枠内で、それが Personenverband を意味する限りにおいてレウデス→ワサルの連続性が可能であるが、しかしカロリング時代にも Lehensvasallen と並んでゲフォルグシャフトの別個のカテゴリーである王の自由人（liberi homines）が存在した。

カール大帝はカロリング社会の等族を自由人と非自由人に単純化しようとしている。このことはカール大帝の勅令が「自由人と非自由人以外何者も存在しない」[15]と述べていることからもあきらかであり、その際被解放者はライプヘルにではなく、直接王に服属すると考えられた。[16]

このように leudesamio から相対的に区別されたメロヴィング社会のレウデスのカロリング社会におけるリベリ・ホミネスへの直接的な連続性が必然的に問題となる。

メロヴィング社会のレウデスが時々 liber とよばれたことはすでに述べたが、しかしカロリング王国の創始者となるマヨール・ドームス（宮宰）達は、メロヴィング王朝の王権を強化する王の従士（レウデス）には関心なく、カロリング朝の王は新たにその国家的な支柱を求めねばならなかった。つまりメロヴィング朝の王権の断絶により、カロリング朝の王はあらたに Der allgemeine Untertaneneid により、リベリ・ホミネスの形で新しい国家的支柱を創出した。この場合の一般的な臣民の誓約は次のような形で行なわれた。

「余（カール大王）及び余の息子に誓わねばならぬ誠実の誓約の件につき、次のことばで誓われねばならぬことを（余は命ずる）、〃かく私は、私の主人、王カール及びその息子の側に余の生涯の日々かたりもせずまたあざむきもせず誠実であり、またしかあらんことを約束[17]す。〃」

〃この誠実の誓約は、司教及び修道院長[18]もしくは伯あるいは王のワザルさらにヴィケドミニ[19]、アーキディアコヌス及びカノニクス[20]から誓われねばならない。[21]〃

〃なお完全に修道士の身分に入らぬ司祭、そしてまた聖ベネディクトの宗規を厳格に守る者は実際ただことばだけで約束せねばならず、それについて修道院長はわが主（王）に報告せねばならない。[22]〃

〃さらにヴォクト及びヴィカール[23]、ケンテナリュウス及び教区つき司祭及び全人民、つまり十二才を越えた年少者並びに裁判集会にやってき又長老の命令を果しかつ厳守しうる老人、之等のものは今や（独立の）ガウの成員たると司教、修道院長、伯またはその他の者の家人たるとを問わぬ、さらにその者達が恩貸地や官職をもちまたその主人のワザルと記され、馬や武器、楯、槍、剣、及び短剣をもちうる故に尊敬されている御領地民、作人、聖堂の家人、非自由

人—すべて之等のものは誓約すべし。かつ誓約をなせし者の名前と数を巡察使は書状にしたため持参すべし。同様に伯は、当該ガウ内にうまれた者及び独立のガウ住民である者並びにどこかに隷属関係に托身せる者につき、各ケンテナに分けられし（表）を携行すべし。またもし誓約の履行からのがれるべく、逃亡の意図をもってその伯領から他の伯領へおもむく者共または反抗して誓約をなそうと欲しない者共が発見された場合には、（伯達は）このことを書状により余に知らしむべし、かつまた伯達はこのもの共をみずから城[24]に送るべし、または若し伯達がそのものを主なる王の面前に拘引しうる城をもたぬ場合には監禁すべし。しかしもし伯達が近隣に住める場合彼らはすべての他のものと同様に誓約をなすべし。また若し誰かが逃亡せる場合、伯達はそれを巡察使自身により主なる王に報告すべし。[25]〃

〃以前その若年のため誓約をなし得ざりし子供等は、即刻余に忠誠を誓うべし。[26]〃

右の王への一般的誠実誓約はまさに伯やワザルがこの一般的な誓約以前にそれぞれ官職やワザル誓約と言った特殊な個別的自由契約を行なっている筈であるから、それと並行した国家権力によっていわば強制されているところの „institutionelle“ な性格のものである。なおこの場合「尊敬された、恩貸地や官職をもちかつ武装する非自由民」とは明らかにミニステリアレスを指す。

カロリング時代のこのような誓約はメロヴィング時代のいわゆる „leudesamio“ とおなじように一般的な王への誓約であり、メロヴィング時代のレウデスに対応するカロリング時代のリベリ・ホミネスのみの誓約ではない。しかしメロヴィング王朝の最後のレウデス、つまりメロヴィング朝の王権をはなれたレウデス=リベリィをカロリング朝の王の自由民として再びカロリング朝の王権へ強力に編成してゆく作用をもつ。

王朝の交替にあたりメロヴィング朝の王領地がカロリング朝の王領地へ編入されることにより、メロヴィング朝の王領地民であったレウデスが今やカロリング朝の事実上の王の自由民となるわけであるが、更においかけてカロリング朝の伯や巡察使を通じてメロヴィング朝のレウデサミオの継受としての一般的な臣民の誠実誓約が強行され、ここにはじめてレウデスは合法的にカロリング朝の王の自由人に編成されることになる。

そのさいこの外にカロリング朝の Rodungsfreien や被解放自由民が王の自由民に加わる。

このようにして ingenuus→antrustiones→vasali の別の系譜として、leudes→liberi homines の系譜が leudesamio→omnes juramenti と言ったメロヴィング朝からカロリング朝への一般的な誠実誓約を媒介としてみごとな転換をとげる。そのようなゲフォルグシャフトの展開コースにおける leudes→liberi homines のザッハリッヒな主体的な連続性を示すものとして arimanni, homines excitales, scariti (scaramanni), centeni, bargildi,

collibertl 等がフランク王国のそれぞれの地方にみられる。

しかし乍ら leudesamio が leudes の等族関係からザッハリッヒに区別されるようにカロリング朝の一般的誠実誓約もまた liberi homines の等族的諸関係から相対的に区別される。つまりカロリング朝の一般的な誠実誓約もまた文字通り一般人にたいする垂直的な王への臣民の関係を生ずるものであり、liberi homines のみの誓約ではない。しかし之によってリベリ・ホミネスの王への垂直的な臣従関係が包括的に実現されることになる。

この一般化された誠実誓約はこの場合にも依然としてゲフォルグシャフトにまでその根元をたどりうるワザル関係の拡大であり、その „institutionelle“ な、公的な、国家的な関係は、いわばカール大王の人格に吸収されている。しかし乍らこのような一般的な王への垂直的な臣従関係は、カール大王の戴冠（八〇〇年）後、聖界の側からみて、カールの Kaisertum, Reich, Theokratie に生じた新たな „institutionelle“ な性格をおびる。だがこのようなカール大王の帝権の国家制度的な性格は単に上から与えられたものとしてのみでなく、既存の王の垂直的な支配関係にもとづいて受容される Herrschaft である。

このようにしてフランク王国の古典的なワザリテートと帝権、王権への垂直的臣従関係の二重構造が生ずる。そういった事態のもとで行なわれる八〇二年の誠実誓約はカールの帝権取得後のこのような „institutionelle“ な国家関係の性格をふくむものとして重視される。

八〇二年の一般的な誠実誓約の内容は大要次の如くである。

「私は今日より以後神聖なる皇帝、主カール、王の息子ピピン及び王妃ベルタに、純粋な心で、かたりやあざむきの意図なしに、私の側から王の側へ、また王国の官職に、あたかも従者（homo）が法律上その主人に対してあるべきが如くに誠実たらんことを誓約により約束すべし。」

「別箇条。私は神聖なる皇帝、主カール、王の息子ピピン及びベルタに、その王国及びその正義にあたかも従者が法律上その主人に対してあるべきように誠実たらんことを誓約により約束すべし。[27]」

従来この八〇二年の誓約型式は二様の誠実誓約型式、つまりゲフォルグシャフトにおいて従者が主人に対して行なう個別的な特別な誠実誓約にならって行なわれる一般的誠実誓約の証拠として引証され、前者（MG. Cap. 1. 101.）の型式にはゲフォルグシャフトにおける契約の当事者をおもい起させる „fidelis sum……de mea parte ad suam partem“（私の側から主人の側に……誠実たるべし）という文言が見出されることによってその証拠力を一層強化するのに役立った訳である。[28] しかしここでは „domno Karolo piissimo imperatori“ からカールの人格に体現されている、Theokratie と結んだ „Institution“ としてのカールの Kaisertum の性格がみられる。

従って ゲフォルグシャフトにもとづいて、支配者たる王と臣民が、それぞれ独立の人格たることが予想されるだけではなく、

imperator rei publicae つまり一つの制度（Institution）の担い手としての国家の元首から支配される人々は liberi（自由人）であるといった古いゲルマンの等族法に含致しない自由の概念がここに内在することになる。[29]

ここにワザリテートの原理と結合し、カールの人格と交叉した統一的国家支配の原理が成立する。

従って八〇二年の一般的な誠実誓約のもとでのリベリ・ホミネスにおいてはゲフォルグシャフトの要素が完全に消滅したわけではない。しかしそのような王の自由人の軍事機能の消滅＝ワザリテートの展開と同時にそのゲフォルグシャフト的要素が失われてゆく。

王のバーギルデン、裁判衆団としてのケンテナはそのような事態をとおしてよりよく理解されるだろう。

Theodor Mayer は社会の上部構造から、つまり Königtum—Kaisertum の線でこの問題を追及しているが、そのような国家権力機能の変化をうけとめる下部社会における等族的自己運動も当然重視さるべきである。

そのような研究過程で leudes→liberi homines の連続性と非連続性の問題をゲフォルグシャフトといわば ligeitas とも云うべき王への垂直的臣従関係の中で求めたわけであるが、そのような研究の基盤となる新旧学説の展望を通して私自身の理論的モデルの妥当性を検討する。この際新旧学説の研究分野であるゲフォルグシャフトと垂直的国家臣従はそれが複合して二重構造を成してこの時代の社会構成を特徴づけ、フランク社会を後期の Der institutionelle Flächenstaat から区別する拠点となる。

III

古典学説におけるワザリテートについてはすでにくりかえしその学説批判が試みられたところであり、H. Brunner, A. Dopsch, H. Mitteis の三大著書におけるゲフォルグシャフトとワザリテートの異同性についてはすでに上原教授の適切な批判が行なわれている。

そのようなゲフォルグシャフト→ワザリテートの系譜に対して、第一章で試みたアルフォンス・ドプシュのレウデス研究についての学説的コーメントを通してゲフォルグシャフトの別個の系譜を検討してきたわけであるが最後にここで Theodor Mayer のレウデス並びにカロリング時代の国家観についての研究の展望を通してその検証を行なう。

テオドール・マイヤーは、前掲論文「初期中世の王の自由人と国家」並びに「カロリング時代における国家観」において王の自由人についての新学説の体系化を試みながらレウデスが等族として国制史上に占める位置並びにその史的な意義を検討している。

レウデス、つまりフランク時代の王の自由民（Königsfreien）は現在の文献でそのようなものとして記された一般自由人（Gemeinfreien）[30]であった、そして之等の人々はフランクの軍隊の広汎な大衆をあらわし、その戦争の義務は広汎であり、とくに外国での戦争の場合、之等の人々はきわめて長期にわたって故国をはなれるので、その戦争義務は軽減され、規制されるようになった。

しかし部族法の完全自由人（Vollfreien＝Ingenui）は王の自由人と全くちがった国民の層に属していた。そしてこのような部族法の自由人が王の奉仕に入る場合 Antrustionen と呼ばれ、王の自由人から区別される。この Antrustionen はあとに Vasallen として、つまり騎士的な Lehensleute としてあらわれる。

マルクルフの書式集で pagenses と記された王の自由民からあとで屢々「自由な聖堂家人」„freie Gotteshausleute“ となるかあるいはその（王から与えられた）「自由」を損った「自由農民」„freie Bauern“（bargilden, coloni）が生じ、之等のいわゆる自由農民はその閉鎖性を失い、戦争奉仕は騎士的な奉仕となり、著しい物的な基礎を前提とした。

一般の農民の戦争奉仕は之等の自由農民が大きなグループで集合していた処でしか保持されず、またその戦争奉仕は大抵ラントの防衛に制限された。そしてこのような前提が与えられた処でのみ「農民的な自由」と政治的な独立が保持された。この前提は然し之等の「自由人」が王への、ラント諸侯へのあるいは一般に国家高権の担い手あるいは所有者への直接の関係を保持するか否かにかかっていた。之までの研究はこのような事実を明らかにすることができなかった、そして之等の関係や組織は知行法や完全な部族法的な自由の観点のもとで観察され、判断されてきた、従ってそこから国家臣従（Staatsunterthänigkeit）が生まれる レウドに固有なゲフォルグシャフト関係は認識されず、また考慮もされなかった。レウデスはそのためにまちがわれ、時々部族法的な Vollfreie（完全自由人）が事実 レウデスと記されもした。レウデスの問題は、その内部に Lehensvasallen（封臣）と並んで王の自由民の固有のカテゴリーが存在する多少ゲフォルグシャフト的に構成された国家の観点のもとでのみ理解さるべきである。

王の自由人、つまりレウデスの歴史的な意義及び国家形成のためのそのダイナミックな機能は極度に大きく、また之等の者は古い時代に国家を形成する人々の客体またはその手中にある道具であり、後代にはスイスのアイドゲノッセンシャフトが自身で国家を構築したように、著しい程度に歴史的発展の主体でさえあった。

なおテオドール・マイヤーはそれが別なカテゴリー、つまり王のグルントヘル的な支配のもとにある領民（Hintersassen）に適合するが、王の等族法的な特性をかくすと言う理由で、王の貢納人（Königszinser）の表現をさけている。

部族法典にあらわれる ingenuus, trustis, antrustio, sacebaro, puer regis, romanus, conviva regis[31] 等の Wergeld における等族的位置確定については省略するが従来 „unfrei, minderfrei, halbfrei“ と記された Liten, laeti は arimanni, exercitales, Königsfreien と等置される。

九世紀にレウデスと言った記述はすたれる、そしてレウデス＝王の自由人は大部分聖堂の家人（Gotteshausleute）となった。

レウデスの消滅は同時にいわゆるゲマインフライエンの消滅であった。

ゲルマンの諸部族において、国家の形成は元来大抵軍人王から行なわれ、ゴートやブルグントにおけるように稀にしか部族の王から行なわれなかった。しかもその場合にすら軍人王の多くの要素がそこに存在した。

そのような軍人王の上昇、国家創立の軍人王の歴史的な指導は、ゲフォルグシャフトなしには、王の自由人、レウデスなしには考えられなかった。

そのために王権は悉くレウデスの等族と自由を保護することに関心をもっていた、そして本源的なゲフォルグシャフト関係は国家の中核としての王への直臣関係（Untertanenverhältnis）へ移行する。そしてレウデスは王の直臣、国家の直臣として自由を享有する。

王の自由人、レウデス、一般自由人の消滅で、一方では以前のガリアと西フランク、他方では自由なゲルマーニアと東フランクの発展の差が決定的なものとなった。

（注）王の自由人の消滅は言いすぎとなろう。レウデスは消滅してもカロリング時代の王の自由人であるリベリ・ホミネスがあらわれてくる。

西フランクでは、東フランクと同様に九世紀に王の権力がゆさぶられた、しかしローマの遺産としての制度的な国家概念（der institutionelle Staatsgedanke）が存続した、そしてそれが組織的に知行国家（Lehensstaat）にひきつがれ、組み入れられた、そして知行制度は制度（Institution）として法的に定式化されまた更に発展した。

このようにして以前の王の自由人は colliberti[32] のうちに生きつづけ、之等の者が直接王に服したかあるいは知行諸侯に服したかにかかわりなく、この公的な制度（die öffentlichen Institutionen）は国家臣従（die Staatsunterthänigkeit）の考えを保持するのに役立った。

ローマの国家的な伝統が消滅したドイツでは、王権の崩潰で、国家形成の機能をうけとめ、またその支配の法的な基礎を守った制度的組織（das institutionelle System）が存在しなかった。そしてカロリング朝の国家的伝統のみが作用しつづけた。

王権の最重要な権力的基礎は、レウデスであり、一般自由民であった。そして之等の者は王が何時でもまたすぐに役立て得た権力の道具を形成していた。しかしレウデスは多くの権力所有者、つまり貴族や聖界諸侯に引きわたされ、王の実行機関として全国に配置された王の大従士集団は粉砕され、残っているものは、全くばらばらになり、またいかなる中央組織からも把握されず、かつ把握できぬほどこなごなになってしまった。そのためにレウデスはその古い政治的な意味並びに王権の中心的な権力基礎としてのその国家を保持する機能を失ってしまい、次第に消滅して行った。そのようにしてレウデスは一定の管区や地方で法律上の特殊な地位と自治を保持した。しかしこのような事態は、ほとんど中央の地帯から遠くへだたっていた地方でしか起らなかった。法律上の特別な地位を確保するために王権とのつながりが求められたが、しかしそれは王の権力手段となるためではなかった、そして王権は、その残りのレウデスを首尾一貫して自己にひきつけようとしなかった。王権と一般自由は、互いに運命を共にした国家生活における二つの要因であった。初期中世国家において、それらは共に上昇したが、しかしそれら二つのうちの一方が排除されると同時に他方もまた没落する。レウデスの消滅は王権の没落の原因でありまた結果であった。この大規模な人的結合に代わりうる制度的な基礎はドイツ帝国には存在しなかった。

帝国と王権にとって、王の自由人の消滅と共に新しい時期が始まった、そして軍人王とその従士の国家の次に封建国家が起った。そこではほとんどいたるところで王と自由人の間に貴族がはいりこんだ。それ以来自由はもはやドイツ国家構造の要素ではなく、スイスのアイドゲノッセンシャフトでしか国家の基礎を形成しなかった。

もし誤謬がないとすると大要以上のようなテオドール・マイヤーの初期中世における王の自由人と国家ならびに国家観についての見解と卑見の相違点は、テオドール・マイヤーがメロヴィング末期からカロリング時代にかけて分散し、消滅してゆく leudes（Königsfreien, Gemeinfreien）の小グループをみるのに対して、いわゆる王の自由人のカテゴリーに leudes→liberi homines を包含し、国王の人格を媒介としての一般的な国家的臣従の誠実誓約によりレウデスがカロリングのリベリ・ホミネスに転化する歴史的可能性を国家権力（王権＝帝権）の変化に対応して体系化することにあった。

その際カロリング時代のリベリ・ホミネスが聖界又は俗界貴族の支配に吸収されようと又は王領地での分散的な小グループで発見されようとそれは史的な事実の問題であり、早くにすでに liberi と記された leudes(＝liberi)[33]→liberi homines の史的な連続性と非連続性を導き出す理論的なかつ現実的な可能性の問題と一応区別すべきであると言うことにある。

八〇〇年のカールの戴冠を転期としてのいわゆる Institution（ministerium）としての Königtum→Kaisertum の変化に対応するいわば二重構造を示す下部社会の自己運動として liberi homines の ministeriales（国家機関）への転換や国土防衛へのその軍事機能の縮小化、さらにその軍事的機能の完全な喪失（hostem[34] 等による軍事的奉仕の貢納化）にともなう九世紀における bargilden［（Edictum de expeditione corsicana（an. 825, Febr. 20.）］やまた coloni（Polyptychum Irminonis abbatis. an. 814-826.）等への転換がみられる。

フランク時代の王権＝帝権の変化とそれを受容する下部機構の自己運動の相互作用を統一的に体系化することは多くの困難にもかかわらずさけることのできない国制史上の更にまた社会経済史上の焦眉の問題である。

（言うまでもなくテオドール・マイヤーは、つねにすぐれて弁証法的な方法で問題を論究しており、マイヤー自身に対する批判的精神の所有者以外、そのエピゴーネンには追随できない現代的な新鮮な歴史意識から出発している。）

注（1） メロヴィンング時代の王の従士。

（2） Alfons Dopsch, Die leudes und Lehenswesen, S. 9.

（3） Paul Roth, Geschichte des Benefizialwesens von den ältesten Zeiten bis in das 10. Jahrhundert, S. 276. ff.

しかゆえに Philipp Heck の Gemeinfreien にあたる。Vgl. Ph. Heck., Beiträge zur Geschichte der Stände im Mittelalter, S. 280. ff.

（4） A. Dopsch, Ebenda, S. 1.

（5） „Ut leudesamio promittantur rege.

Ille rex ille comis. Dum et nos una cum consensu procerum nostrorum in regno nostro illo glorioso filio nostro illo regnare precipemus, adeo inbemus, ut omnes paginsis vestros, tam Francos, Romanos vel reliqua natione degentibus, bannire et locis congruis per civitates, vicos et castella congregare faciatis, quatenus presente misso nostro, inlustris vero illo, quem ex nostro latere illuc pro hoc direximus, fidelitatem precelso filio nostro vel nobis et leudesamio per loca sanctorum vel pignora, quas illuc per eodem direximus, dibeant promittere et coniurare. FF. Marculfi liber I, Nr. 40.

（6） P. Roth, a. a. O., S. 278.

（7） 上原専祿教授、フランク王国における従者制度（五三頁）。

（8） Theodor Mayer, Staatsauffassung in der Karolingerzeit, S. 179, 1956.

（9） Migne, Patr. Lat. Tomus LXXI. pp. 499-500. (Hist. Fr.)

（10） Migne, ibid., p. 239. "Unde factum est, ut datis aureis sibi armillis, vel baltheis, Chlodovechus, sed totum assimilatum auro, haec dedit leudibus ejus, ut super eum invitaretur."

（11） 「ダゴベルトは……アウストラシアに支配する全レウデスの徴兵を命ず。」(Migne, ibid., p. 641.)

（12） 「シギベルトの命令でアウストラシアの全レウデス徴兵に召集さる。」(Migne, ibid., p. 660.)

（13） 三田学会雑誌第五十一巻、第十二号。同誌、第五十二巻、第八号参照。

（14） Theodor Mayer, Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters, S. 23, 1955.

（15） „non est amplius nisi liber et servus". Capit. I, S. 145. (801-814.) Philippe Dollinger, L'évolution des classes rurales en Bavière, p. 207. Th. Mayer, Die Königsfreien, S. 39.

（16） Th. Mayer, Der Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters, S. 19.

（17） „De sacramentis fidelitatis causa, quod nobis et filiis nostris iurare debent, quod his verbis contestari debet: ‚Sic promitto ego ille partibus domini mei Caroli regis et filiorum eius, quia fidelis sum et ero diebus vitae meae sine fraude et malo ingenio'." Capitularia, I, S. 63. cap. 18. anno 789. J. P. Migne, Patr. Lat. Tomus XCVII. pp. 185-186. Vgl. Capitularia missorum specialia, ebd., I, S. 101 f., cap. 19, anno 802.

（18） 司教の家政、司教の資財の管理と経営、教会の非自由民の監督をする聖職者。

（19） 司教管区のすべての外的な管理のための司教の第一補佐、その代理人。

（20） Domkapitel または Kollegiatkapitel の成員。

（21） „illum sacramentum iuratum esse debeat ab episcopis et abbatis sive comitibus vel bassis regalibus necnon vicedomini, archidiaconibus adque canonicis". (K. Wührer, Der deutsche Staat des Mittelalters. S. 304.)

（22） Clerici qui monachorum nomine non pleniter conversare videntur et ubi regula sancti Benedicti secundum ordinem tenent, ipsi in verbum tantum et in veritate promittant, de quibus specialiter abbates adducant domno nostro. (K. Wührer, ibid., SS. 304-306.)

（23） 伯の代理人。

（24） fideiussores＝Geleitsburg.

（25） Deinde advocatis et vicariis, centenariis sive fore censiti presbiteri atque cunctas generalitas populi, tam puerilitate annorum XII quamque de senili, qui ad placita venissent et iussionem adimplere seniorum et conservare possunt, sive pagenses, sive episcoporum et abbatissuarum vel comitum homines, et reliquorum homines, fiscilini quoque et coloni et ecclesiasticis adque servi, qui honorati beneficia et ministeria tenent vel in bassallatico honorati sunt cum domini sui et

caballos, arma et scuto et lancea spata et senespasio habere possunt: omnes iurent. Et nomina vel numerum de ipsis qui iuraverunt ipsi missi in brebem secum adportent; et comites similiter de singulis centinis semoti, tam de illos qui infra pago nati sunt et pagensales fuerint, quamque et de illis qui aliunde in bassalatico commendati sunt. Et si fuerint aliquis qui per ingenio fugitando de comitatu ad aliud comitatu se propter ipsum sacramentum distulerit aut per superbia iurare noluerint, semoti per brebem renuntiare sciant, et tales aut per fideiussores mittant aut si ipsi fideiussores non habuerint qui in praesentia domni regis illos abducant, sub custodia servent; aut si in illo vicino habitare voluerint, sicut caeteri iurent. Et si fugitivum quis devenerint, domno regi nuntiatum fiant per ipsos missos. (Capitularia, I, S. 66. f., cap. 2-4. des Capitulare missorum vom Jahre 792 vel 786.)

(26) „Et infantis, qui antea non potuerunt propter iuvenalem aetatem iurare, modo fidelitatem nobis repromittant." (Capitularia, I, S. 124, cap. 9 des Capitulare missorum in Theodonis villa datum II, vom Jahre 805. Migne, Patr. Lat. Tomus XCVII. p. 290.)

(27) Sacramentale qualiter promitto, ego, quod ab isto die inantea fidelis sum domno Karolo piissimo imperatori, filio Pippini regis et Berthanae reginae, pura mente, absque fraude et malo ingenio de mea parte ad suam partem, et ad honorem regni sui, sicut per drictum debet esse homo domino suo. (MG. Cap. 1. 101. J.P. Migne, Patr. Lat. ibid., p. 236.) Item aliud. Sacramentale qualiter repromitto ego domno Karolo piissimo imperatori, filio Pippini regis et Berthane, fidelis sum sicut homo per drictum debet esse domino suo, ad suum regnum et ad suum rectum. (MG. Cap. 1, 102. J. P. Migne, ibid., pp. 237-238.)

(28) 上原哲徹教授「前掲書」五三頁参照。

(29) Theodor Meyer, Staatsauffassung in der Karolingerzeit, SS. 176-177.

(30) Th. Mayer, Die Königsfreien, S. 22. ff.

王の自由人が一般的な誠実誓約によって王への垂直的な臣従関係に入り、王権によってその自由が与えられると言う意味で leudes→liberi homines を一般自由人と呼ぶことはさしつかえないが、その逆は必ずしも真ではない。例えば leudesamio を誓ったから leudes なのではなく、レウデスをレウデスとしてワザルから区別する誓約上の一般的な区別、つまりワザルは主人と特別な誠実誓約を結びレウデス、リベリ・ホミネスは王と一般的な臣従の誓約を結ぶといったことの外に、その等族的自由の根元つまりワザルが部族的な自由と部族的自由保有地(allodia)を条件として知行(Lehen)をもつのに対して王の自由民はより低位の出自とワザルのレーンより低位の王領地の保有権又は居住権を条件として王から自由が与えられている。レウデスやリベリ・ホミネスがその保有地につきいわゆるhostem(征役の質子)をおさめるといった事態は、Lehensvasallen がその等族的自由の優位にその基盤をおくのに対して、王の自由人はむしろそのような劣等な条件のもとで王から与えられた自由をうけとるといったその固有の史的な性格から発する相違をあらわす。

右のような一般的な区別の条件の外に、特別な且つそれぞれに内在する固有の条件が存在する。

(31) Königstischgenosse (Geffcken S. 162.) 王の御陪食役。

(32) 集団被解放自由人(被解放自由人集団)。

(33) Vgl., Th. Mayer, Staatsauffassung in der Karolingerzeit. S. 179.

(34) K. Glöckner, Codex Laureshamensis. III (1936), S. 174, Nr. 3672. Codex Laureshamensis, mannhemii typis academicis. III, S. 212, Nr. 3672. .....in hostem.